平成２２年（フ）第６４号
新潟県南魚沼市六日町1411番地１
債務者　金安　　薫
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５号
和歌山県御坊市湯川町財部940番地11
債務者　金子　範明
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第８号
北海道網走市新町１丁目４番11号
債務者　井口二志男
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
群馬県高崎市八幡町570番地　金井ハイツ205号
債務者　石川　和男
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５１号
埼玉県坂戸市元町68番地９　モトマチ68―102号室
債務者　宇治　千恵
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県川越市大字的場766番地２
債務者　山崎喜代美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４２号
埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地２号棟305号室、前住所埼玉県川越市大字山田188番地12
債務者　三田　加織（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８７号
千葉県香取郡多古町飯笹1093―163　ノースハイツ５―201号室、住民票上の住所千葉県香取郡多古町十余三385番地1148
債務者　遠藤　靖子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
新潟市西蒲区五之上2461番地６、前住所新潟市西蒲区巻甲2426番地７
債務者　阿部　茂孝
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７号
新潟市西蒲区五之上2461番地６、前住所新潟市西蒲区巻甲2426番地７
債務者　阿部　春美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
新潟市西蒲区五之上2461番地６、前住所新潟市西蒲区巻甲2426番地７
債務者　阿部　　遼
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
新潟市東区東中島１丁目15番12号
債務者　山口　文子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４０２号
大阪市東淀川区大桐５丁目５番１―405号
債務者　東　　直美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―101号
債務者　札場ゆかり
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８５号
大阪市旭区生江３丁目16番11―802号
債務者　大村こと　李　　光弘
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７８号
大阪市鶴見区横堤３丁目６番５―413号
債務者　吉田　惠子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８１０号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５―326号
債務者　村上　俊光
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部